

有料設置サービス利用規約

第1条 総則

1. この「有料設置サービス利用付帯規約」(以下「本付帯規約」といいます。)は、「和のしずく ご利用規約」(以下「基本規約」といいます。)に基づいて本サービスの提供を受けるお客様に対して有償で提供される本製品の配送、設置、梱包材の回収等の各種サービスに関する基本的条件を定めることを目的とします。
2. 本付帯規約において使用する用語の定義は、文脈上明白に異なる意味で用いられている場合を除き、基本規約の定めに従うものとします。
3. 本付帯規約の規定と基本規約の規定が相反又は実質的に相違するときは本付帯規約の規定を優先的に適用するものとし、本付帯規約に定めのない事項については基本規約の規定に従うものとします。

第2条 サービスの提供内容

1. 本部が本付帯規約に基づいてお客様に提供するサービス(以下「有料設置サービス」といいます。)は、以下各号に掲げる内容から構成されるものとします。
 - (1) 有料設置サービスの内容
本製品の設置、本製品の梱包材の回収をサポートするサービスです。なお、本製品の転倒防止ワイヤー、フック及びアースの接続は有料設置サービスの対象外となります。
 - (2) 有料設置サービスの提供可能地域
日本国内のうち、本サービスの提供外地域及び有料設置サービスの第三者の委託先となる第三者(以下「設置事業者」といいます。)が有料設置サービスの提供外地域として別途指定する地域を除く地域といたします。
 - (3) 有料設置サービスの提供日等
有料設置サービスの提供日及びその時間帯(以下「訪問日時」といいます。)は、お客様が基本規約に基づく本製品の申込時に届け出た配送希望日までに、設置事業者からお客様に連絡したうえで別途調整のうえで決定するものとします。なお、有料設置サービスの提供日は、本製品の配送日と同一の日とし、その時間帯の指定は「午前」又は「午後」のいずれかに限るものとします。
2. お客様は、本部に対し、本部が別途指定する方法によって申し込んでいただくものとします。また、お客様による本有料設置サービスの申込みがあるときは、お客様が本付帯規約の全部について異議なくご同意いただいたものと取り扱います。
3. 本部は、本条 2 項に基づく申込みを受け付けた場合において、お客様に有料設置サービスを提供することが可能であると判断したときは、適切であると判断する方法によってお客様にその申込に対する承諾をおこなうものとします。
4. 本部は、本条 1 項の承諾をおこなったお客様に対し、本付帯規約の内容に従い、有料設置サービスを提供するものとします。

第3条 有料設置サービスのキャンセル

1. お客様は、第 2 条 2 項に基づく申込みのキャンセルを希望する場合(利用開始前キャンセルをおこなうことに伴ってこの申込みの取消しを希望する場合を含みます。)、基本規約で別途定める営業日までにカスタマ

ーセンターへお電話にてご連絡いただいたときは、無償で本サービスのお申込みをキャンセルすることができるものとします。

2. お客様は、本条第1項で定める営業日以降、別記に定める事務手数料を支払わなければ、第2条2項に基づく申込みをキャンセルすることができないものとします。
3. 本条第2項にかかわらず、本サービス利用契約に適用される強行法規において、お客様に取消権又は解除権(クーリング・オフ制度に基づく解除権を含みます。)が認められているときは、お客様は、第2条2項に基づく申込みのキャンセルをおこなうことができるものとします。

第4条 利用条件及び遵守事項等

1. お客様は、有料設置サービスの利用にあたり、以下各号に掲げる内容を遵守するものとします。
 - (1) お客様は、設置事業者が有料設置サービスを実施のために設置場所へ立ち入ることをあらかじめ承諾すること。
 - (2) お客様は、第2条1項3号に基づいて決定した訪問日時の変更を希望するときは、訪問日時の3営業日前のカスタマーセンターの受付終了時刻までに電話で連絡すること。
 - (3) お客様は、訪問日時にはかならず本製品の配送先で本製品の受取りが可能な状態であること。
 - (4) お客様は、有料設置サービスを利用するにあたり、絨毯等不安定な場所を避け、安定した本製品の設置場所を事前にご準備いただくこと。
 - (5) お客様は、設置事業者に対して本製品の設置場所を正確かつ明瞭に指示すること。
2. お客様は、本条第1項2号で定める受付終了時刻より後に連絡があった場合、有料設置サービスの訪問日時を変更することができないことについて了承し、異議を申し立てないものとします。
3. お客様は、以下各号に掲げる事項がある場合、本部又は設置事業者の判断により、有料設置サービスの提供を中止することがあることを了承し、これに対して異議を申し立てないものとします。
 - (1) 有料設置サービスの利用を拒絶し、又は本製品を受領しない場合
 - (2) 地震、洪水、津波、停電、戦争、動乱、暴動、その他本部又は設置事業者の責めに帰すことができない事由が発生した場合
 - (3) お客様が本条1項各号のいずれかに違反する場合その他本付帯規約に違反する場合
 - (4) 本項1号から本項3号に定めるほか、有料設置サービスの提供することが困難な事由が生じた場合
4. 当社は、本条3項に基づいて有料設置サービスの提供を中止した場合、第2条1項3号に準じて再度訪問日程を調整したうえで、有料設置サービスの提供をおこなうものとします。ただし、本条3項1号又は3号に定める事由もしくはその他のお客様の責めに帰すべき事由によって有料設置サービスの提供が中止されたときは、本部は、有料設置サービスの提供を再度提供する義務を負わないものとします。
5. お客様は、本条4項ただし書に基づいて有料設置サービスの提供がおこなわれない場合において、再度の有料設置サービスの提供を希望するときは、第2条2項に準じて改めてお申込みをいただくものとします。ただし、お客様は、このときには再度の有料設置サービスの提供について別途第5条1項所定の事務手数料を支払う必要があるものとします。

第5条 各種手数料

1. お客様は、本部に対し、有料設置サービスの対価として別記で定める事務手数料を支払うものとします。

2. お客様は、第 4 条 4 項ただし書によって有料設置サービスが提供されない場合、有償設置サービスの提供の有無にかかわらず、本条第 1 項で定める事務手数料を支払う責任を免れないものとします。
3. お客様は、本サービスの代金等の支払方法等に準じて、本条 1 項及び 2 項に基づく事務手数料を支払うものとします。

第 6 条 責任範囲

1. 本部及び設置事業者は、本付帯規約の定めを超えてサービスを提供する義務を負わないものとします。
2. 本部及び設置事業者は、有料設置サービスの提供にあたっては細心の注意を払いますが、有料設置サービス提供に関して本部又は設置事業者がお客様に対して損害賠償責任を負う場合、お客様に直接かつ現実に生じた通常の損害の範囲でこれを賠償する責任を負うものとし、間接損害や逸失利益等を賠償する義務を負わないものとします。ただし、当該損害が本部又は販売店の故意又は重過失に起因する場合はこの限りではありません。

第 7 条 お客様の責任

お客様は、有料設置サービスの提供に起因又は関連して本部又は設置事業者に損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。ただし、お客様の責めに帰すことができない事由によって生じた損害についてはこの限りではありません。

プレミアムウォーター株式会社

2026 年 1 月 15 日改定

有料設置サービス利用規約 別記

■事務手数料(第3条2項、第5条1項共通)

有料設置サービスの対象となる本製品1台当たり 8,000 円(税込 8,800 円)